



募集

市民グループが運営する

講座企画



活動の中で培ってきたノウハウを地域に広げたい!

一緒に活動する仲間をもっと増やしたい!

学んでいることを他の人にも伝えたい!

学びや活動を活かして
講座を企画してみませんか?
立川市が**全面サポート!**
初めての参加も大歓迎♪



※詳しくは2~4ページをご覧ください。

<ぜひお気軽にご相談ください!問い合わせ先>

○生涯学習情報コーナー:〒190-0012 曙町2-36-2 女性総合センター1階

(生涯学習推進センターtel:528-6872 fax:528-6804)

○柴崎学習館:〒190-0023 柴崎町2-15-8 tel:524-2773 fax:524-9459

○西砂学習館:〒190-0034 西砂町6-12-10 tel:531-0431 fax:531-0431

○高松学習館:〒190-0011 高松町3-22-5 tel:527-0014 fax:527-0026

○錦学習館 :〒190-0022 錦町3-12-25 tel:527-6743 fax:527-6743

○幸学習館 :〒190-0002 幸町2-1-3 tel:534-3076 fax:534-6698

※砂川学習館は休館中です

◆ 募集について ◆

応募できる団体

- 立川市に活動の拠点を置く、サークルやNPO法人をはじめとした市民グループなど。
- 1団体が提出できる提案は、年度にひとつです。
- 開催時期が重なる提案については、初めての団体からの提案を優先的に採用します。
- 公平性を期すために、毎年連続での応募は4回までとします。

募集する講座

- 実施時期：令和6年（2024）年5月～令和7（2025）年2月
- 全体テーマ：生涯学習からはじまるまちづくり～学び合い、学びを生かす～
- 1講座あたりの回数：上限6回
- 講座概要：次の4つの要件をいずれも満たすもの
 - ①市民の学び又は健康の増進、地域づくり等に寄与する事業で、市民の要望や社会の要請等に即したものであること。
 - ②広く市民に開かれた事業で、特定の政党や宗教等に偏らず、かつ、特定少数の利益の追求を伴わないものであること。
 - ③市の生涯学習施設等を中心として、市内の会場にて行う講座であること。
 - ④実施期間がおおむね3か月以内で、かつ、回数が6回以内の講座であること。



こんな講座を期待しています

- ① 市民の学ぶ意欲の増進や教養の向上、自己開発等に役立つような講座
- ② これからの社会を考え、地域の課題解決や活性化に役立つような講座
- ③ 郷土を知り楽しむことや、地域コミュニティの醸成等につながるような講座
- ④ 市民の健康や生きがいなどを支える講座

実施会場と募集講座・応募先

会場を1か所ご指定ください。会場によって募集している講座・応募先は以下のとおりです。

- | | |
|---|--------------------------------|
| ①地域学習館：地域における交流のあるもの、
地域課題や地域ニーズに合ったもの | } ⇒希望する地域学習館へ
(砂川学習館は休館中です) |
| ②女性総合センター：公益性の高い分野の啓発を目的としたもの | |
| ③その他の市内公共施設：会場の特性を生かしたもの | } ⇒生涯学習情報コーナーへ
(女性総合センター1階) |

※ご希望の会場が使用できない場合もあります。事前にご相談ください。

◆ 応募方法と選考について ◆

応募方法など

○応募方法：別紙「**事業提案書**」「**団体確認票**」に必要事項を記入の上、実施希望会場が地域学習館の場合は希望する地域学習館へ、その他は生涯学習情報コーナーへ、直接持参または郵送、FAXでお送りください。ご記入の際は別紙の記載例をご覧ください。
※ご提案後、提案内容の確認・制度説明などのため、お打ち合わせをお願いしております。日程は、後日調整させていただきます。

※提案の前のご相談も可能です。お気軽にご相談ください。

○募集期間：**令和5年10月25日(水)～12月15日(金) 必着**

○受付時間：＜地域学習館＞ 平日9～17時(第2・第4月曜日を除く)、土曜日9～12時
＜生涯学習情報コーナー＞ 平日9～17時(第3木曜日を除く)

※次の事項にご留意ください。

- ・「立川市社会教育関係団体」または「特定非営利活動法人」として登録されている場合は、「登録番号」または「認証年月日」をご記入ください。ご記入いただいた情報をもとに登録内容を確認させていただきます。
- ・施設の都合等により、開催日時などご提案内容の変更をお願いする場合があります。
- ・対象者に年齢等の条件がある場合は、理由を「その他特記事項」欄にご記入ください。

事業の決定

○寄せられた企画提案については、打ち合わせ・調整を行った上で、実施を決定し、結果を通知します(日程や会場、補助金については、初めての団体を優先して調整します)。

○募集要件を満たさない事業提案については不承認となりますので、予めご了承ください。

○事業決定までの流れは、4ページの講座開催までの流れをご覧ください。

※最少催行人数は定員の半数とします。開催1週間前までに満たない場合は講座が開催できない場合があります。

◆ 実施について ◆

実施費用について

※詳細につきましては、お気軽にお問い合わせください。

実施費用に対しては、受講者からの受講料徴収、または市からの事業補助の制度があります。

○受講料：講義等1回につき一人500円を限度に、受講者から、材料費などの実費に加え「受講料」を徴収することが可能です。(18歳未満の子どもと障害者は減額)

○事業補助：公益性が高いと認められる講座については、受講料の徴収にかえて、講義等1回につき10,000円(1事業につき最高50,000円)を限度に、事業に必要な費用の一部について予算の範囲内で市から助成します。※補助金の申請は年1回、1団体につき事業補助は通算3回までとします(過去に実施した分も算定します)。

事業補助の対象となる講座

多くの参加が見込まれ、学んだ成果が社会や地域に還元されることが期待できるといった、公益的な観点からの効果が得られる学びで、次のいずれかに当てはまるような講座です。

- (1) 人権・平和、環境、男女平等、多文化共生、子育て支援、児童・青少年育成、社会福祉、安全・安心、都市づくり等、社会の要請に応じた公益的なもの
- (2) 郷土を知り親しむこと、郷土を愛する心及び地域コミュニティの醸成等につながるもの
- (3) 地域課題の解決や地域の公益的活動を学習面からサポートする講座
- (4) 有用性の高い保健情報を伝えるもの又は健康保持が特に必要な市民等が学ぶことにより、保健福祉の増進、医療費の削減等につながるもの

役割分担

団体主体の運営となりますが、市も必要な支援を行います。

(市民グループ)

- 講座の企画・運営（会場設営も含む）
- 講師との調整
- チラシの原稿作成
- 資料等の原稿作成
- 講師謝礼の支払い
- 事業報告書の提出

(立川市)

- 会場の確保・提供
- 広報「たちかわ」等への掲載
- チラシ等の用紙提供および印刷（市内公共施設分）、市内公共施設への配布
- 資料等の印刷（白黒。資料代を徴収しない場合のみ）
- 受講の申し込み受付
- 対応可能な範囲での必要な設備・情報の提供

※上記に要する経費負担を含みます。※楽曲・書物等の著作権にご留意ください。

講座開催までの流れ

		市民グループ	立川市
企画募集 令和5年 10/25(水)～12/15(金) 【必着】	事前相談（制度の説明、提案内容など）		
	○企画検討・提案書作成 ○企画提案書を直接または郵送、FAX	打ち合わせ（提案内容の確認など）	
事業の調整・会場確保 令和5年12月下旬	↑ 企画内容の確定 講師との調整 ↓		●会場・機材の確保
事業の決定 令和6年1月中旬			●打ち合わせ・調整を行った上で、実施を決定し、結果を通知
企画 令和6年3月	○実施計画書を提出		
補助金の手続き 令和6年4月以降 (開催4ヶ月程度前)	◎補助金の申請 ◎請求書の発行		(令和6年3月議会で予算が承認された場合に実施となります) ●補助金交付決定通知の送付 ●補助金の概算払い
広報	きらり・たちかわ (季刊 3,6,9,12月)	広報原稿を作成（作成例をもとに、検討）	
	広報たちかわ (毎月 10, 25日)	(開催2.5ヶ月前まで)	広報原稿を作成（作成例をもとに、検討）
	チラシ	○原稿作成 ※団体独自配布分は、団体印刷	●原稿確認 ●印刷 ●学習館・アイムに配布
申込受付 (開催1ヶ月前)	○申込が少ない場合は対策 最少催行人数に満たない場合は、中止になる場合があります。		●職員にて申込受付
開催準備	○資料等の原稿作成・提出 (開催1週間前まで) ○領収書の準備		●資料の印刷（白黒両面） ●出席簿、アンケートの準備
当日	○講師対応 ○会場設営 ○受付、集金など含めた講座運営		●必要に応じて、会場設営・受付等の支援 ●デジカメ等での記録
事業報告 (～終了1ヶ月後)	○事業報告書の提出 ◎収支決算書の提出 ◎補助金の精算		●アンケート集計 ●集計結果を送付 ●補助金交付確定通知の送付 ●補助金の精算処理